



倫理委員会 ニュースレター

情報発信 第7号

研究倫理：誠実な研究活動を行うために心得ておきたいこと

林 優子（倫理委員会）

倫理委員会ニュースレター第1号「研究者としての倫理的責任について」で、研究者に必要な倫理的な姿勢と研究活動における不正行為について述べました。今回は、それらに関連した内容を踏まえて、研究不正を防止し、誠実な研究活動に取り組むための研究者の心得について取り上げます。

研究を行う者に最も重要な倫理的資質の一つに誠実さがあります。研究者には研究者間との信頼や社会との信頼を基盤にして、研究における誠実さを確実なものにすることが求められています。研究倫理のなかでも「研究活動の不正行為」は、科学そのものの背信行為というべきものであり、絶対にあってはならないことです。その絶対に許されない不正行為を起こさないために、「誠実に行動すること」を肝に銘じておくことが大切になります。

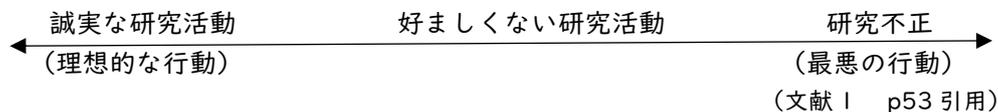


りんどう「誠実」

私たちは、患者・家族にとってより良い看護実践とは何かを考え、新しい発見を絶えず追い求めています。そのために、看護の現象を明らかにしたい、ケアの効果を立証したいと研究を行っています。臨床の場での小さな研究が、次の研究に繋がり、さらにはより大きな研究へと発展し、これらの蓄積が看護の知の創造と体系化に繋がっていくことを考えると、研究というのは決して個人の利益の追求ではなく、社会的責任を担っていることがわかります。だからこそ、私たちがクリティカルケア領域で研究に取り組むとき、研究を行う一人一人がクリティカルケア看護を支える社会的責任を担っているという自覚を強く持つことが重要であろうと思います。

誠実な研究活動を行うために

「誠実な研究活動」と対極にあるのが「研究不正」です。その間にある「好ましくない研究活動（QRP: Questionable Research Practice）」も、研究への信頼性を侵す行為とされています¹⁾。



誠実な研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・研究責任者による研究活動や研究成果の適切な確認 ・共同研究^①の場合の役割分担と責任の明確化 ・法令等の遵守（法令、規程、ガイドライン）
好ましくない研究活動 (QRP: Questionable Research Practice)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な研究データを一定期間、保管しないこと^② ・研究記録の不適切な管理^② ・研究資料や研究データの提供拒絶^② ・論文著者の記載における問題 ・不十分な研究指導、学生の搾取 ・研究成果の不誠実な発表（特にメディアに対して）

<p>研究不正 (3つの特定不正行為の定義についてはニュースレター第1号を参照)</p>	<p>【特定不正行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捏造(fabrication)・改ざん(falsification)・盗用(plagiarism) ・出典を示すことなく他者の研究成果を利用することや、知り得た他者のアイデアや技術の利用も盗用になる。 <p>【その他の逸脱行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益を説明しないこと・守秘義務違反 ・インフォームドコンセントの欠落・不正の隠蔽の試み ・告発者に対する報復 ・二重投稿/二重出版・サラミ出版(一つの研究論文を複数に分割) ・不適切なオーサーシップ^③
--	---

① 共同研究で配慮すべきこと

共同研究では集団としての責任が求められます。全体を統括する研究グループの代表責任者を中心に、メンバー間の良いコミュニケーションが重要でしょう。

② 安全なデータ管理

研究データを一定期間保存し、適切に管理し、必要時には開示することが決められています^{2,3)}。当学会倫理委員会では、データの保存期間を「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」³⁾に準じています。

<p>研究データの保存期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・侵襲(軽微な侵襲を除く)を伴う介入研究の場合：少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間 ・試料や情報の提供を受ける場合：当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間
-------------------	---

研究者等は、研究実施に伴って得られた個人情報等の外部流出(漏えい)、内容の紛失(滅失)、故意によるデータ破棄(き損)が起こらないよう、安全管理に徹しなければなりません。安全管理には、保有する個人情報等の盗難防止、情報システムへのアクセス制御などの技術的側面、データ処理のための業者委託締結時における守秘義務の取り決め等が含まれます。

③ オーサーシップ(authorship)

論文の著者として表示されることであり、研究に対する義務と責任が伴います¹⁾。

<p>オーサーシップの条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の構想、データ収集、分析、解釈に実質的に寄与していること ・論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること ・出版原稿の最終版を承認していること ・論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること
-------------------	--

(文献 1 p66-67 引用)

【文献】

1)独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会, 科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー(平成27年2月): <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

2)文部科学省, 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

3)文部科学省・厚生労働省・経済産業省, 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年4月16日): <https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf>

(発行日: 2022年10月8日)